

都城市議会議長様

提出日 令和元年 6 月 20 日

氏名 森りえ

## 研修報告書

以下のとおり研修の報告をいたします。

1 所属会派名 参加者名

日本共産党都城市議団 森りえ

2 研修名

第 47 回市町村議會議員研修会

3 受講場所

東京・御茶ノ水 駿河台記念館(中央大学)

4 受講期間

2019 年 5 月 20 日(月) ~ 2019 年 5 月 21 日(火)

5 研修内容

1 日目(5 月 20 日 13:00~16:50)

講演：自治体の再編の潮流とこれからの自治体・まちづくり

講師：中山徹（奈良女子大学大学院教授）

(1) 政府が進める国土と地域の再編

① 人口減少と高齢化

出生率の回復が人口減少ストップではない

雇用の見直し、社会保障制度の見直し

② 国際化

高度経済成長期に作った制度ではグローバル化に勝てない。

③ 政府が国土と地域を再編する目的

日本の大手企業が国際競争に勝ち残るための再編

人口減少下で大手建設業、不動産業、鉄鋼業など大手企業のもうけを確保するため

④ 再編の内容

○ 国土と大都市圏の再編

○ 地方の再編

〈再編の内容、ハードとコンパクト〉

立地適正化計画(ハード)

連携中枢都市圏

○農村、中山間地域の再編

○コミュニティ再編

⑤ 自治体再編の方向性

⑥ 再編のキーワード

○ コンパクト ○ 連携 ○ 行政責任の後退

もうからない分野はコミュニティへもうかる分野は民間へ丸投げ

## (2) 自治体の動き

### ① 開発型自治体と削減型自治体

#### 開発型自治体

	動機	内容	財源
1990 年代	都市間競争	都市再開発	起債
		空港	
現在	自治体消滅	コンパクト	市民向け予算の削減
		インバウンド	

#### 消滅型自治体

削減の悪循環 削減型自治体には展望がない

## (3) 市民共同自治体の政策

### ① 経済対策として

○循環型地域経済

○格差是正による経済対策

・地域経済の衰退の原因…賃金が上がらない

○地域経済対策の主体

・企業の状況を市町村はどう把握しているのか。

○人材の確保

### ② 医療・福祉・教育の充実

○少子化対策に失敗したら確実に地域が崩壊

少子化対策のポイント…女性の就労と育児の両立

○「経済か、社会保障・教育か」ではなく「経済と社会保障・教育の両立」

○貧困の連鎖を食い止めるためには教育の充実がかなめ

### ③ 東京一極集中のはず

## (4) 地域のあり方を考える

○地域を破壊する 3 つのキーワード

・立地適正化（コンパクト） 公共施設等総合管理計画 中心部の再開発

○日常生活圏の整備

憲法 22 条・29 条との関係

中心部への集中による無計画なコンパクト化

周辺部の衰退、移動できない人の生活破たん、地域の歴史、文化の破壊

人口減少率が 30%程度までであればコンパクトは不要

そのためのまちづくりとは

- ・安心して子育てができる
- ・住み慣れた地域で暮らし続けることができる
- ・自然災害に強い

○行政の地域化

行政にとって必要な効率化は民営化ではなくて、地域化

## (5) まちづくりは人づくり

2日目 (5月21日 9:30~15:30)

選科C 子ども・子育て支援人制度の動向と幼保無償化への対応

講師：中山徹（奈良女子大学大学院教授）

○新制度の発端と概要

- ・経済政策としてスタート
- ・財源は消費税の税率引き上げ

○新制度後の変化

- ・保育所、幼稚園の減少 認定こども園、地域型保育事業が増加

○新制度の評価 0~2歳と3~5歳の扱い

○無償化の背景

女性の就業率引き上げが目的

女性の就業率80%が目的 0~2歳 所得控除 103万円から150万円

○無償化の問題点

公立幼稚園が崩壊・幼稚園の認定こども園化・認可外保育施設の固定化

公立保育所の財政負担

交付税の増減

○今回の無償化は撤回すべき

無償化で財源が生じる 子育て分野で活用する

○公立施設統廃合の新たな段階

○従来とどこが異なるのか

保育ではなく、財政、将来人口予測をもとにした削減計画

行政改革の視点で策定され政府の縛りが発生

○人口減少を理由とした削減計画

社人研ではなく人口ビジョンを使うべき

人口減少=公共施設の削減か

公共施設：使いやすさは家からの距離

○財政的理由による削減計画

更新期限の延長のほうが経費削減の効果は大きい

○待機児童対策の問題点

量的拡大が質的低下を招く。

保育の産業化

○保育制度改革の根本問題はどのような保育、幼児教育を進めるのかではなく景気対策や

女性の就業率の引き上げなどの理由で進められている。

○地域単位での発達保障

○保育士資格要件の必修化と基準の統一

- ・規制緩和の焦点：0~2歳児の資格要件…小規模保育B C型

企業主導型保育事業、認可外保育施設

- ・基準の統一が必要

○消費税以外での財源確保と背策に優先順位

○認定こども園の在り方…保護者の状況だけでなく地域の状況も加味す

## 選科C 世田谷区の子ども・子育て支援策とその理念

講師：保坂展人（世田谷区長）

量的拡大と質の向上を両輪に考える保育施設整備について

公教育が無償、理念としては前進。

ふるさと納税が昨年10月以降増えている。

子育て支援に使うのなら国保税を下げる。均等割をなくす。

保育園反対運動⇨泣いてもいいよステッカー

子どもの声は騒音ではない 東京都の条例から外す。

ハングルでは子どもの声は未来を告げる鐘の声

今後の保育施設整備計画等について

保育士の賃金の底上げ…区としての上乗せ

保育所整備の手法

保育運営事業者「誘致」型 民有地活用による運営事業者「提案」型

企業主導型保育は区がかわらないので破綻が見えない

保育の質の維持・向上…宿舎借り上げ支援・保育人材の求人に対するポータルサイトの立ち上げ

※子どもの権利の擁護

せたホッと

## 6 研修の感想

○自治体の再編の潮流とこれからの自治体・まちづくり

人口減少対策として考えられている方法がコンパクト化であり、立地適正化である。また、定住自立圏構想が生まれている。コンパクト化、立地適正化計画、定住自立圏構想は3つが絡んでいて、地方再編のハード面、ソフト面の施策である。

中山間地域では小さな拠点をネットワークでつなごうとしている施策と地域運営組織を作って自分たちで運営しようとする施策である。

しかし、コンパクト化ではなく、日常生活圏の整備が求められるのではないか。スーパーが撤退し、銀行が再編されると、中山間地はますます生活しづらくなる。行政の地域化と行政、市民の共同が求められているのではないだろうか。

○子ども・子育て支援新制度の動向と幼保無償化への対応

子ども子育て新支援制度は女性の就業率80%が目的であることということがわかり、経済対策であることを知った。また、幼児教育の無償化についても、負担増があることも考えられる。無償化になることで交付税がどうなるのか、多子世帯への支援はどうなるのかの確認が必要だと思った。

地域型保育事業の認可基準、企業主導型保育の基準の確認を研修後に行ったが、(資料1, 2)保育士の割合が少なくていいというのは問題ではないかと思う。また、企業主導型は、市町村が設置・審査に関与せず、保育士資格者は認可保育所の半分でよいなど、認可基準以下で運営可能にもかかわらず認可保育所並みの補助が国から出るという問題もあり、補助金をもらっても途中で閉園することもあることが、世田谷区の報告で分かった。

世田谷区は子ども主体の子育てを考えていて、「子どもの権利」を主体にした幼児教育が考えられていると思った。

## 7 研修の成果及び市政への反映

まちづくりの目標をどうするのか、人口減少を30%以下にとどめるためには、安心して子育てができること、住み慣れた地域で暮らし続けることができること、自然災害に強いことが挙げられる。

安心して子育てができるためには、子どもの医療費助成制度を拡充することが急務である。コンパクトであることも必要だが、地域の公共交通システムを工夫することも必要であろう。

都城市の子ども子育て支援会議の会議録を見ると、保育士が不足しているといった現状が挙げられているが、世田谷区のような保育士対象の宿舎借り上げ支援・保育人材の求人にに対するポータルサイトの立ち上げはできないものだろうか。

## 8 添付資料：

資料1 小規模保育事業の認可基準について

- 小規模保育事業については、多様な事業からの移行を想定し、A型(保育所分園、ミニ保育所に近い類型)、C型(家庭的保育(グループ小規模保育)に近い類型)、B型(中間型)の3類型を設け、認可基準を設定する。
- 特に、B型については、様々な事業形態からの移行が円滑に行われるよう、保育士の割合を1／2以上としているが、同時に、小規模な事業であることに鑑み、保育所と同数の職員配置とせず、1名の追加配置を求めて、質の確保を図る。
- また、保育士の配置比率の向上に伴い、きめ細かな公定価格の設定とすることで、B型で開始した事業所が段階的にA型に移行するよう促し、更に質を高めていくこととしていく。

職員	保育所	小規模保育事業		
		A型	B型	C型
職員数	0歳児3:1 1・2歳児6:1	保育所の配置基準+1名	保育所の配置基準+1名	0～2歳児3:1 (補助者を置く場合、5:2)
資格	保育士 ※保健師又は看護師等の特例有 (1人まで)	保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等の特例を設ける。	1／2以上保育士 ※保育所と同様、保健師又は看護師等を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	家庭的保育者 ※市町村長が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者
設備・面積	0歳・1歳 乳児室1人当たり1.65 m <sup>2</sup> ほふく室1人当たり3.3 m <sup>2</sup> 2歳以上 保育室等1人当たり1.98 m <sup>2</sup>	0歳・1歳児 1人当たり3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり1.98 m <sup>2</sup>	0歳・1歳児 1人当たり3.3 m <sup>2</sup> 2歳児 1人当たり1.98 m <sup>2</sup>	0歳～2歳児 いずれも1人3.3 m <sup>2</sup>
処遇等	自園調理 ※公立は外部搬入可(特区) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員	自園調理 (連携施設等からの搬入可) 調理室 調理員

※小規模保育事業については、小規模かつ0～2歳児までの事業であることから、保育内容の支援及び卒園後の受け皿の役割を担う連携施設の設定を求める。

※連携施設や保育従事者の権限等が期待できない離島・へき地に関しては、連携施設等について、特例措置を設ける。※また、給食、連携施設の確保に関しては、移行に当たっての経過措置を設ける。

※保健師又は看護師に係る職員資格の特例については、地方分権に関する政府方針を踏まえ、平成27年4月1日から准看護師についても対象とされている。

## 企業主導型保育事業の運営・設置基準

子ども・子育て支援制度の事業所内保育事業		企業主導型保育事業		認可外保育施設		認可外保育施設指導監督課	
職員数	定員20人以上	職員数	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)	職員数	定員20人以上	職員数	定員19人以下 (小規模保育事業と同様)
職員数	0歳児 1・2歳児 3 : 1 3歳児 6 : 1 4・5歳児 20 : 1 最低2人配置	職員数	保育所(定員20人以上) 配置基準+1名以上 最低2人配置	職員数	保育所(定員20人以上) 配置基準+1名以上 最低2人配置	職員数	0歳児 1・2歳児 3 : 1 3歳児 6 : 1 4・5歳児 20 : 1 最低2人配置
資格	保育士 ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで)	資格	保育士(1/2以上保育士) ※保健師、看護師又は准看護師のみなし特例(1人まで) ※保育士以外には研修実施	資格	小規模保育事業と同様 ※保育士以外には研修実施 (研修了予定期等を含む)	資格	保育士 ※看護師、准看護師でも可 ※1日に保育する乳幼児6人以上施設
設備・面積	0・1歳児 乳児室 1.65m <sup>2</sup> /人 ほふく室 3.3m <sup>2</sup> /人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98m <sup>2</sup> /人	設備・面積	0・1歳児 乳児室又はほふく室3.3m <sup>2</sup> /人 2歳児以上 1.98m <sup>2</sup> /人	設備・面積	0・1歳児 乳児室 1.65m <sup>2</sup> /人 ほふく室 3.3m <sup>2</sup> /人 2歳児以上 保育室又は遊戯室1.98m <sup>2</sup> /人	設備・面積	0・1歳児 乳児室 1.65m <sup>2</sup> /人 ほふく室 3.3m <sup>2</sup> /人 2歳児以上 3.3m <sup>2</sup> /人
屋外運動場	2歳児以上	屋外運動場	2歳児以上	屋外運動場	2歳児以上	屋外運動場	2歳児以上
給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	給食	自園調理 (連携施設等からの搬入可)	給食	自園調理 (外部搬入可)
管理	調理室 調理員	管理	調理室 調理員	管理	調理室 調理員	管理	調理室 調理員